

第95回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和6年9月11日(水) 13時30分～15時10分

(2) 場所 福島県庁 北庁舎2階 プレスルーム

(3) 出席者

ア 委員

市岡綾子、伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、佐藤成、澤田精一、島田マリ子、新城希子、高嶋亮、渡邊太健史

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、農林総務課主幹、農林技術課長、土木部次長、土木総務課長、技術管理課長、建設産業室長、入札用度課主幹兼副課長、教育庁財務課主幹兼副課長、警察本部会計課主幹兼次席、森林計画課主幹、県南農林事務所専門技術管理員、相双農林事務所専門技術管理員、いわき農林事務所専門技術管理員、南会津建設事務所事業部長、南会津建設事務所専門技術管理員、相双建設事務所主幹兼企画管理部長、相双建設事務所専門技術管理員、県南地方振興局出納室長、南会津地方振興局出納室副室長兼出納課長、いわき地方振興局出納室副室長兼出納課長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和6年4月～令和6年7月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和6年5月～令和6年8月分)

(2) 審議事項

ア 抽出事案について

イ 業務委託の最低制限価格等の算定式改定について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第95回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日、小堀委員につきましては、所用により欠席となっております。

開会に先立ちまして、事務局より御報告がございます。

【入札監理課長】

私の方から、本日の議事に先立ち、御報告させていただきます。

入札事務に係る不祥事により職員が起訴されるという案件がございました。

福島空港事務所勤務の職員が、令和3年8月に福島空港事務所が発注した土木関連事業の入札に関し、土木会社の社員に対し、秘密事項である設計金額を、同様に、同事務所勤務の課長が、令和3年8月に福島空港事務所が発注した同じ土木関連事業の入札に関し、土木会社の同社員に対し秘密事項である入札参加者の情報を入札前に教示していたことが判明し、令和6年8月8日に入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律、職員による入札等の妨害違反、刑法、公契約関係競売入札妨害違反で起訴及び略式起訴されました。

課長においては、8月19日付けで郡山簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、納付しました。

これらのことを踏まえ、県では、8月30日付けで起訴された職員に対し停職6か月、略式起訴された課長に対し、停職1か月の懲戒処分にしました。

不祥事根絶に向け、職員一人一人に法令遵守意識の徹底と危機感の浸透を図るため、今後も入札情報漏洩等の不祥事防止対策の取組を進めてまいります。

【総務部政策監】

事案の概要につきましては、今ほど入札監理課長から説明させていただいたとおりでございます。

この度、昨年度から度重なる事案を発生させてしまいました。本来、公正、公平であるべき入札事務におきまして、昨年に引き続き、県民の皆様をはじめ、事業者の皆様の信頼を損ねるようなことを発生してしまいましたこと、誠に申し訳なく思っております。誠に申し訳ございませんでした。

県といたしましては、昨年、この監視委員会で提言をいただきまして、入札の不正の防止の対策を徹底しているところ、さらには、提言を踏まえて、県全体として職員のコンプライアンス、不祥事の防止の対策をしているということでありまして、引き続きこうした対策を徹底し、入札事務につきましては引き続き監視委員会に取組の御報告をさせていただき、我々の取組について、不断の見直しをしていく中で、引き続き御指導いただきたいと思っております。どうぞよろしく御願いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、議事の進行につきまして、伊藤委員長、よろしく御願いたします。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。本日は報告事項が2件、審議事項が2件ございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

初めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について、令和6年4月から令和6年7月分」です。

事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、御質問等ございましたらお願いします。

抽出案件に入っていないのでお聞きしたいのですが、先ほど説明ありました「総合情報通信ネットワーク更新工事」、かなりの金額になっておりますが、資料1-1の1頁に書かれている案件だと思っておりますが、入札参加者が1者ということで、2つとも1者で、平均1者ということで、請負業者の地域が県外となっておりますよね。推測でいうと、NECのシステムだからNECでやるということで、NECは県内にはないという意味ですか。

【入札監理課長】

こちらの工事につきましては、予定価格を御覧いただくと予定価格は55億円となっております。予定価格のとおり、WTO案件のため地域要件等は付さずに公告しております。結果として、既存のネットワークの通信機器のため、現在受注しているところが応札されたと推測されます。

【伊藤（宏）委員長】

県外というのは、県内は入らないという意味ですか。

全国どこでも、世界中、どこでもオーケーか、それを県外と表しているのか。

【入札監理課長】

地域の要件は付しておりません。世界中です。表記上、そのようにさせていただいております。

【伊藤（宏）委員長】

1者というのは、ここしかないという意味でしょうか。

【入札監理課長】

結果として、応札したのが1者だったということになります。

【伊藤（宏）委員長】

要するに、この工事をすることができる業者は、他にもあるということで、一般競争入札に付しているということですね。結果的には、事実上1者しか中々難しいというような、去年もありましたよね、メンテナンスだと最初に組んだところ以外は出来ないというので、同じ業者がやらざるを得ないと似た案件でしょうか。それにしても、かなり大きい金額なので。

【入札監理課長】

ネットワーク自体が、県だけでなく市町村を含めたものとなっているので、金額自体は大きくなっていて、当然既存のところだけを想定していて公告している訳ではないので、現実的に可能かどうかはお答えできない部分はあるのですが、必ずしも現行の業者さんだけを想定したものではなく、一般的に広く募った形になっております。

【伊藤（宏）委員長】

一応、理解はしました。

色んな国の機関も含めて、地方自治体もこの話はいつも出る話で、1回システムを組むと、補修であるとか追加であるとか、そういうのが同じ業者がやらざるを得ないと、厚労省の仕事をやっていたので、厚労省のシステムも同じ様で、別の会社をもう一本平行して走らせるという場合も伺っていますが、中々頭が痛い問題、要するに業者が固定化してしまうということですよ。それをどういう風にするかは中々悩ましい問題かなという感想です。

何か御質問等ございましたらお願いします。

次に報告事項のイ「入札参加資格制限指名停止の運用状況、令和6年5月から令和6年8月分」です。

事務局から説明お願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料2」により説明）

【森林計画課主幹】

（「資料2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

冒頭でご報告があった福島空港事務所の件ですが、ここには書かれていないのですが、表の作り方の問題ですが、3つで目一杯だから空港事務所の件はここには書かれていないという説明でしたが、確かに指名停止の期間はないのですが、書いておいた方がいいのでは。例えば、一応書いて、カッコして通算されないと記載した方が、後々資料見た時に、

あの事件あったけど載っていないよねとならないように。表の作り方、これ以降にこういうことがありましたらお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

大変、失礼しました。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、審議事項のア、抽出案件についてです。

テーマは「発注種別が一般土木の特別簡易型で発注した工事で、入札参加者が1者であった案件」です。

対象期間は、令和5年度分の契約案件です。

抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。

市岡委員、渡邊委員の順番で説明をお願いします。

【市岡委員】

抽出した案件は、案件番号1、2、4の3件となります。

案件番号1ですが、抽出案件の中で落札率が最も低かったので抽出しました。

案件番号2ですが、隣接3管内の地域要件を設定しているのですが、管内からの応札がない案件が他になく、落札率も高かったため選びました。

案件番号4ですが、最初に応札者がいなかったため、地域要件を県内に見直して再度入札を行ったという案件で、県内に広げても1者しかなかったことについて伺いたく抽出しました。

以上になります。

【渡邊委員】

抽出した案件は、案件番号3、5です。

案件番号3については、予定価格及び契約金額が2億円を超えているもので、落札率も99.5%と高いと、2億円を超えていることについては、契約事務の手引きを拝見したところだと、本来簡易型でやるべきところを特別簡易型で実施しているという風に理解しましたので、その理解で間違いがないかということをお伺いしたかったのと、そうであれば、特別簡易型にするにあたって、学識経験者の話を聞いているということだと思っております。そこに疑義はないと思うのですが、そういったプロセスについて簡単にご説明いただければというのが1点です。落札率が高いことについて、落札率が高くなること自体については、積算ソフトの精度の向上などであり得るということをお伺いしたかたいていしているので、そこについては特段問題ない部分もあると思いつつも、落札率が高くなることについて、現場の皆さんからして、特に疑義がないのか、積算ソフトを使えばあり得るなどと思える案件なのかどうかということをお伺いしたかったところです。

案件番号5については、契約日から竣工予定日まで1年以上と非常に長い案件でしたので、この理由についてお伺いできればと思いました。

以上です。

【伊藤（宏）委員長】

それでは、案件番号1 県南農林事務所の案件について説明をお願いいたします。

【県南農林事務所】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

格付け要件がA、B、Cで管内ということですが、実際に入札参加可能な業者数は実際何者でしょうか。

【県南農林事務所】

町内だけで考えますと、登録業者は最新の県の有資格者名簿ですと5者でございまして、参考までに東白川郡管内でいきますと22者でございまして。

【伊藤（宏）委員長】

落札率が低いことは悪いことではないのですが、先ほど渡邊委員からもありましたけれども、計算ソフトみたいなものが非常に良いものができていて、というお話があったのですけれども、主要な直接費ではない部分についての精度というか、その辺はどういうことなのか、素人なのでわからないので、教えていただきたい。

【県南農林事務所】

工事費には、直接的にかかる直接工事費と、間接的にかかる工事のお金が3種類ございまして、それぞれ会社の経理にかかるものとか、工事の取り巻く現場の管理にかかるものとか色々なお金があるのですが、直接工事費自体は、計算ソフトなどによってある程度業者の方でも実際に計算されるのでそれほど差がない状況で出る場合もございまして。問題は、それを取り巻く間接的な経費についてですが、積み上げで計上する場合がありますし、一定の割合の率をそれぞれの会社の実績などに応じてかける場合もございまして、低入札価格調査での今回の受注された業者さんのお話ですと、これまで似たような工事をした実績から率を独自に計上してしまった結果、このような事態になったと聞いておりました。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。
ほかよろしいでしょうか。

案件番号2 相双建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【相双建設事務所】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

格付け A、B で、隣接 3 管内で応札可能な業者数は何者でしょうか。

【相双建設事務所】

隣接 3 管内で合わせまして、約 300 者になります。

【市岡委員】

時期的なことと、相双地区の現状が要因であるとのこと、ご説明ありがとうございました。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

案件番号 3 相双農林事務所の案件について説明をお願いいたします。

【相双農林事務所】

（「資料 3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【渡邊委員】

抽出理由として書かせていただいた 2 億円超のプロセスのところ、落札率が高いところ、いずれも説明に納得しまして、落札率 99% と高いところも説得的なご説明だったと思ひまして、全く疑念ございません。

一歩踏み込んでお伺いしたいのですが、現場の方のご意識として、例えば案件番号 1 では、落札率が低かった事情について、こういった事情で低かったのだろうとお考えだったと、逆に案件番号 2 について、高くなった理由について、不明だけれどもこういう事情で高くなったのだろうというようなご認識があったとご説明いただいて、案件番号 3 も、同じく 99% と高くなった理由についてはお考えになったということなのですが、逆に落札率が高い時に、高い理由がわからないと、なぜこんなに高くなったのか、例えば 1 番の案件で落札率が非常に高かったらそれは不合理だというお話になり得ると思うのですけれども、そうなった時の対応は、具体的にどういう風にするか、対応策は決まっているのですか。例えばどこかに報告を挙げるとか、現場で協議して問題なければ収めてしまうのか、そういったところ、何かお決まりなのか、わかればお伺いしたいのですけれども。

【伊藤（宏）委員長】

これは要するに、発注者レベルのお話なのか、県全体のルールのお話なのか。どちらも無いでしょうか。

【入札監理課主幹】

県全体としての制度の話になりますと、高いから何か対策とか制度を設けるとか、そう

いったものはございません。

【伊藤（宏）委員長】

入札参加者が沢山いて、99%からずっとあって、高い業者もいたよね、ならわかるのですが、1者しか入札していなくて99%というのは、何かちょっと理由があるというか理由を考えなくてはいけないということにもなりますよね。入札参加可能な業者が本当に数者しかいないのならともかく、かなりの数、先ほどのなら三百いくつ、入札参加可能な業者が沢山いるのも関わらず、1者で尚且つ99%というのは、やっぱり何かあるというのかな、調べてみる調査してみる意味はあるのかなという風に思うのですけれども。

【渡邊委員】

伊藤委員長に補足いただいたとおりでして、同じ意識でして、特に、弁護士として委員に入っているというところもあって、どうしても不祥事案件にはかなり意識が向いておりまして、不祥事に関して予防の観点と、万が一にあったとして早期に発見して対策しなければならぬという観点で、予防についてはかなり熱心に取り組んでいただいている中で、どうしてもその中で不祥事が発生してしまった時に、早期に発見すると、その対応策として、今のところ、落札率が高いというところについての意識はかなり持っていたいて、原因というか、要因についてその都度ご検討はいただいているとは思いますが、具体的に何か対応が出来るのであれば、特に県として対応ができるのであれば、そういったシステムを構築するのも一つなのかなと思いました。ただ、積算ソフトの精度の向上というところで一つ理由はあると思いますので、その辺りも含めて、ご検討を今後いただければと思います。

【佐藤委員】

同じ様な工事で、同じ地区での実績として、この業者以外に何者か同じ程度の工事をやっているかどうかの様な気がするのですが、そういう業者があるかどうか、実績としてあるかどうか、よく業者の方とお話すると、どうしても取りたいという場合は、なるべく最低価格に近づくような数字を模索するという、あまり気合が入っていない時は、高めの金額を出して、場合によっては他の業者が最低価格を下回って、自分だけが高値で受注できたと話聞くこともあるので、業者からすると、取りたいと思う工事に対しては低めの方の設定で頑張る、ある程度工事を抱えている場合は、そんなに気合が入っていないような場合は高めだと話聞くのですが、実際、同じ地区で過去にどのくらいの建設会社が同じような工事をやっているのかということで、基盤整備とはほとんど機械を動かす作業なので、ある程度時間も稼働も決まっているので、そんなに上げたり下げたりできないはずで、先ほどの間接部門のところの経費をいじるくらいしかできないと思いますので、実績として同じ工事があれば、同じような工事を別な建設会社がやっている実績があれば、そういうところがどうだったのかお聞かせ願いたいと思います。すぐにはできないと思いますので、後日で構いませんので、全くなければ、他の近場の建設会社がなければ、強気を出てるのも当たり前なのかなという風に思いますし、遠方から来れば、重機を運ぶ金額も多めにかかりますから、今はその辺もシビアになっているので、競争関係があるかどうかということなのじゃないかなと思います。ちょっと調べていただければと思います。

【伊藤（宏）委員長】

要するに、同様の地区で同じような工事の経験をしている業者が今までにあったかどうか

か、どのくらいあったかどうかというようなことが、一つの考える時の参考になるだろうということなのですが。すぐわからなかったら、今でなくて結構です。

一般論でいうと、やっぱり入札は色々な条件というか考慮しないといけない点はあるのですが、競争性を高めることが非常に大事ですよ、競争性を高めることの一番大事な要素は、入札する業者数が沢山いることです。沢山いればいるほど不正は起こりにくく、落札率もほどほどのところで収まると。全部一件しかない案件なのですけれども、発注者側としてなるべく多くの入札参加者がいるような、そういうような工事というか、そういう工夫を考えていかないといけないと思っている。発注者側の理屈で、こういう工事ですだけではなくて、なるべく多くの業者が参加できるような、色んな要件があると思うのですよ、そういう配慮、考慮が一定あってもいいのかなと思います。それによって、沢山の入札業者がいて結果的に競争性が高まるということになると、多分不正が起こりにくい。ところが、色々な条件があって、1者か2者しか手を挙げられないよねと、そういうような工事になればなるほど、やっぱり不正は起きる可能性は高くなると思いますので、是非とも発注者側としてなるべく多くの入札参加者がいるようなそういうような工事であるとか設計であるとか色々な工期であるとかそういうことを配慮するのが今後必要なのかなと思います。そういうことをやっても、どうだったかわからないし、これは総合評価方式だったから少なかったのか、価格競争だけだったらどうなったか、やってみないとわからないことなのですが、そういうような今言った観点を考えていただければなと思っています。

【新城委員】

拝見した時に、まず疑問だったのは、はじめから県内に広げているのだなと、でも取ったのは南相馬市だったのですが、ということは、もっと多くの入札参加者を期待してこうしたのかなと、しかも2億円という工事価格であれば、もう少しぜひ受注したいなと思う業者があってもいいのではと疑問に思いました。相双農林事務所としては、もう少し参加者がいるかなという風に期待されたのか、結果1者だったのであればどういう風にすれば増えたのかなと、何かお話しされたとかあれば、教えていただければと思います。

【相双農林事務所】

金額が2億円を超えるので、地域要件は県内と決めておりました。広くという形で条件的に県内というところは決めておりました。次の御質問、どうすれば増やしていけるか、今の時点でこれという先ほどお話ありましたが、相双管内という訳ではないのですが、まだちょっと、業者さんの方の相双管内としては、かなり各建設企業様の仕事が多くなってきているということもあって、県内と幅を広げたところなのですが、それでもやはり1者という結果になっているところから、今の時点で対策というか対応のところまで考えが及んでおりません。

【新城委員】

工事のことがわからなくて変なことをお聞きするかもしれないですが、例えばこの工事は一気に2億円やらなければいけなかったのか、これを部分的に分けて、工事の発注をかけるとか無理な工事だったのでしょうか。

【相双農林事務所】

ほ場整備というエリアを決めて実施する工事なものですから、効率性とか、細かく切っていけばその分余計な手間暇がかかるというところがあったりしまして、大きくエリアをとって工事を進めていく上では、工事の方もやりやすいというのがあります。今回もエリアを決めて、エリアの中で工事を進めていくということで、計画を立てて、発注の情報も提供しているところがございますので、そういう意味では、小割にしていくのは余計なお金もかかりますし、手間暇もかかるということもありますので、今回のエリアの設定としましては、特に問題はないかと考えております。

【新城委員】

ありがとうございます。

もちろん、小分けというのは、そんなに小さくするイメージはなく、業者がどうやったら入札しやすいのかをお聞きしました。

【入札監理課長】

所謂、予定価格の規模に応じて、地域要件と格付要件の基準が設けられていて、格付要件としてはAで、地域要件としては県内というかたちで、決まったものにはめたというのが経過としてございます。先ほど佐藤委員から、同地域での同工事でのどういった実績があったのかということについては、整理をさせていただいて御報告させていただければと思います。昨年度、同じ地域で実績しているものを確認しますと、今回の抽出案件でもあった建設会社が受注しているものがいくつかありまして、同じ市内ですと合併して広いので場所によっては他の業者というのもあるのですが、同じ地域のところでは同じ業者が落札している結果がございました。ちょっと詳しく整理して御報告させていただきます。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

案件番号4 南会津建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【南会津建設事務所】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

雪国ならではのシェルターの話で、尚且つ場所が新潟県境に近いことなのですからけれども、実際1者だけ応札したら郡山市ですよ、ちょっと辻褄が合っていないような感じはするのですけれども。もちろん、この業者はこのような工事経験があるのかもしれないのですけれども、そもそもこういう工事自体が、そんなに多くはないのですか。年に1つあるのかないのか。

【南会津建設事務所】

シェルター工事そのものが、本来数少ない工事というのがございます。

【伊藤（宏）委員長】

実際シェルター工事ができる、経験がある業者はそんなに多くないのですか。

【南会津建設事務所】

多くないです。

【佐藤委員】

足元を見るような質問で申し訳ないと思うのですが、県内でいうと会津地方、喜多方から南会津の方にかけての地域に限定されているのかなと思うのですが、この前に、鉄骨工事をまずは骨組みの方をやっているはずで、工事としては一括の入札を検討されなかったのでしょうか。鉄骨と屋根と、鉄骨は鉄骨工事というのに限定されてしまうかもですが、屋根の方も透明の屋根のケースもあれば、トタンのような屋根のところもあった気もするのですが、一括でやれば少ない工事であっても一回の入札で終わってしまう、どうせやるのであれば、どうせ少ない、入札が少ないであろうということであれば、まとめてやっちゃうということを検討してもいいのかと思ったので。

【南会津建設事務所】

実は、今回の工事にいたった経緯というのがございまして、前年度までに本来ですと、本体含めて屋根材までの工事の方を完了する予定でいたのですが、制作の期間に時間がかかったりとか、豪雪地帯ということで冬場になると3m4mの雪が降って現地に入れないという状況もございまして、やむを得ず屋根材のみ工事が残ってしまったという風な状況でございます。今回の工事内容については、骨組み自体はできてございまして、屋根材だけの設置工事だったものですから、一般の土木の工事と同等にそういった会社もできるのかなというようなことで判断をしてやったところであったのですが、結果的には1者しか応札がいなかったという状況がございまして。

【伊藤（宏）委員長】

最初の工事は、屋根材も一体となった発注だったわけですか。

【南会津建設事務所】

はい、そうです。

【伊藤（宏）委員長】

なんで屋根だけ残っちゃったのですか。

【南会津建設事務所】

製作期間に時間がかかってしまいまして、尚且つ、冬場になってしまいまして、雪が降りまして、交通不能区間でございますから、山に入っていけないというような状況もございまして、途中でその工事だけ残ってしまった、打ち切りにしてしまったという経過がございまして。

【伊藤（宏）委員長】

最初に一体の工事として落札した業者が、納期がずれちゃうかもしれないけれども、そのままやるということにはならないのですか。

【南会津建設事務所】

予算の関係上、事故繰り予算ということで、そこで打ち切らざるを得なかったということでございます。

【市岡委員】

前年にその工事をやっていた業者は、応札しにくい状況だったのですか。事情がわかっている業者の方が早く完了すると思われませんが、応札がなかったのは、どういうことでしょうか。

【南会津建設事務所】

最初の1回目の入札については、県の入札の手引きに基づいて、金額見合いとなると、地域要件が隣接3管内ということで、屋根をつけるだけの工事ですので、一般土木の工事でもできるだろうと判断しまして、入札の手続きを行いました。

【伊藤（宏）委員長】

最初の骨組みしかやらなかった業者は応札しなかったのですね。

【南会津建設事務所】

隣接3管内には入っていない会社でした。

【伊藤（宏）委員長】

この会社ではないですよ。

【南会津建設事務所】

今回の業者が最初にやった工事です。

【伊藤（宏）委員長】

要するに、管内でやると、この業者は自分の工事の残りなのだけれども、入札に参加できなかったわけですね。要件が違うわけで。広げたら元の業者がやりましたと、そういうことですね。

ほかいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

案件番号5 いわき農林事務所の案件について説明をお願いいたします。

【いわき農林事務所】

まず初めに、大変申し訳ございませんが資料の訂正についてお伝えいたします。資料3-1の3頁、No.80の案件について、竣工日または竣工予定日の欄において、2025年3月31日と記載されておりますが、正しくは、2024年12月27日となります。大変申し訳ございません。訂正を御願いたします。

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【佐藤委員】

昔、聞いたことがある話なのですが、用水路とか構築物関係、工事した場合に補修なり修繕をする場合に、その業者が優先的にやりたがる、過去の実績があるのでなるべく業者の方も自分でやったところなので自分でやるという傾向があると聞いているのですが、元々用水路の工事自体はこの業者がやっていたのか確認したいのですが。

【いわき農林事務所】

その点につきましては、確認はしておりません。

追って御説明したいと思います。

【佐藤委員】

お願いいたします。

落札率が比較的低いと思うのですが、1者にしては、ということは比較的这个業者はやりたいという風に認識はしているのですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

【いわき農林事務所】

間違いなと思います。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでございましょうか。

【渡邊委員】

確認ですが、入札時点で工期は6年3月末だったということですかね。入札をして契約をした時点でも3月末、契約後に市の方のお話で12月に延びたというお話ですか。

【いわき農林事務所】

そうですね、実際に市の方と協議を進めていたのですが、市の方でも別途浄水場の事業がありまして、その期間が丸々12月末まで引っ張るような事業ではなかったのですが、7月以降に食い込んでしまったことで営農期間に入ってしまったので、7月から10月の営農期間の丸々工事を中止せざるを得なかったのが、その分を含めて12月末まで工期を延長したところですよ。

【渡邊委員】

その場合は、工期について再度契約をし直すということになるのでしょうか。

【いわき農林事務所】

はい、変更契約を締結しております。

【渡邊委員】

変更契約にあたって、業者としても特に変更後の工期でも問題ない、例えばその後に工事が立て込んでいるから無理だとか、そもそもなかったということでもよろしいでしょうか。

【いわき農林事務所】

はい、そういったことであつたので、契約まで締結できました。

【渡邊委員】

もしそこで業者の方で、工期が後ろにずれるということで、実施が難しいということになると、そこで一旦契約は終了、解除になるという扱いになるのでしょうか。

【いわき農林事務所】

そういったことがあるから、契約の解除ということは基本ならないです。そこは、業者と調整をしたうえで、どこまで工期が必要かというのを協議したうえで、双方納得したうえで契約締結の運びとなります。

【渡邊委員】

あくまでも、契約に至った業者との間で進めていく、工期について調整をしていくという扱いということですね。ありがとうございます。理解しました。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは抽出案件全般に関する意見交換に移りたいと思います。1から5どの案件、あるいは一般的なことでも結構です。

【島田委員】

工期が延びるとか、そういった原因で、資材の高騰が激しく、工期が延びる問題だけではなくて、契約金について変更がある可能性も出てくるだろうなど、そういうことに対してどういう風に対処されているのかが、今の案件についてです。

それから、全体については、先ほどのグラフを見てますと、令和4年以降から、非常にグラフで変化が見られるというか、逆に令和4年が落ち込んだということだったのですが、それはやっぱりコロナ禍ということでしたか、あるいは、その近辺の地震だったのかなど、そういった点が気になりました。それが2つ目です。

それから、最近1者入札というのが非常に多い傾向があると思うのですが、原因として価格が合わないのかなと思ひまして、そもそもソフトは何年ごとに単価の更新をなさっていて、それが今その変動に対して追いついたようなことで更新なさっているかどうか、総合評価方式をやっていますが、なかなかこれが生きてこないという評価になるのでは、その辺をこれからの色々な入札、本来なら競争なのですが、なかなかそういったものにかかない。この案件を見ますと、地元がとらざるを得ない状況、遠くからですと交通費もかかりますし、資材も上がっている中で、地元の業者しか取れない状況があつたり、実際にもものとは合わないけれど地元のためにやろうとか、そういったことがあつたりとか、なかなか社会状況で動かされている最近の傾向があるのかなとあつたものですから。同じよう

な単価の中で、どこかで工夫をして、本来なら競争で入札をして獲得するという意味合いがちょっと外れてきている、難しい時期と感じています。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。
ご質問について、お答えできるのであれば。

【入札監理課長】

2つ目の御質問について、参考資料のグラフの件でございます。令和4年度から令和5年度に右肩上がりが多いという御指摘かと思いますが、令和5年度につきましては、国の補正予算、防災関係とか減災関係の補正予算等がありまして、それに伴って契約件数、契約金額が増えたという背景がございます。大規模な工事が多い、建築工事系が多いというのも、昨年度におきましては、大規模工事、郡山合同庁舎整備でしたり、双葉地区の特別支援学校の整備でしたり、大規模な施設系の事業があったということで大きく建築系の実績が増えているという背景がございます。

【技術管理課長】

3点目の1者入札が多いということで、物価高騰のお話もいただきましたが、基本的に積算基準、例えば歩掛りと言われているものですが、ここの山を掘削するのにどのくらいの作業とか機械、数量とか必要なものについては、基本的には土木部であります、国土交通省の積算基準を使っておりますので、国としては、主に変動があったものについては、毎年改正をしております。積算するにあたりましては、歩掛りと大きく労務単価ですとか、資材単価、これは基本的に県ごとに地域ごとに単価を設定してございまして、以前ですと単価も色々な種類がございますので、改定の頻度というのは、年1回とか年2回とか以前は頻度が少なかったのですが、ここ近年、物価高騰が激しいというのがございまして、極力実勢価格に合わせるということで、土木部におきましては、主な資材におきましては毎月改定してございまして、なるべく実勢価格を反映できるようにしてございまして、契約が延びた場合、当初に契約した単価が変わっている、上がっているんじゃないかの対応につきまして、国も県の方も制度を設けておりまして、物価スライドということで、色んなやり方があるのですが、価格の変動に応じて契約の期間中であっても、より実勢に近い価格に合わせて変更できるようなスライド積算というところが、今可能でございますので、必要に応じて甲乙協議をして対応しているところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

いずれにしても、1者だと総合評価方式で意味がないですね、結局価格が収まっていればオーケーと。

ほかいかがでしょうか。

それでは、審議事項イ「業務委託の最低制限価格等の算定式改定について」事務局から説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま、ご説明があった件につきまして、御質問等ありましたらお願いします。

【高島委員】

質問ではないのですが、国の変動幅と合わせて全部プラス0.02ですから、何の問題もないと思います。事例も出ていますし、先ほど技術管理課長さんも仰っていたように、即応改定は良いことだと思うので、でき得る限り国の改定に合わせたものをなるべく速やかにやることは大変良いんじゃないかと思います。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、審議事項イについては、事務局案を了承するというところでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

最後に、各委員の意見交換でございます。

どなたか意見がございましたら、お願いいたします。

【澤田委員】

要望と県の考え方をお伺いしたいのですが、今ほどの業務委託の最低制限価格等の算定式の改定が行われました。先ほど島田委員からも物価高騰に対する対応のお話もありまして、この間も、物価高騰に対する積算の見直しということに対してお伺いをしてきましたが、もう一つ関連して申し上げれば、所謂、公契約条例の制定について、この場で議論するのが適切かわかりませんが、県が発注する委託、工事等に係る公契約の条例制定に向けて、おそらく県内では郡山市が条例制定されていると思いますし、全国では90近い自治体がやっているのかなと思いますし、今ほど算定式の改定の目的としては、業務品質の確保やダンピング対策の防止ということが謳われていることでありまして、まさに公契約条例はそういう精神に基づいてされるものであると思っております、働いている方の賃金の確保や改善なり、業者さんからすると従業員の確保と点から有効だという風に思いますし、そういう観点から県として色々な団体の考えの違いはあるかもしれませんが、良質な公共サービスの提供という観点からも重要だと考えておりますので、県としての入札を司る担当課としてどういう風に考えているのか、我々としてしっかり良質な公共サービスの提供なり従業員の確保、作業員の確保という観点からも重要だと制定すべきだと考えるのですが、改めて要望と県の考えとしてお伺いしたいと思っております。

【入札監理課長】

公契約条例の制定の関係ですけれども、法律を基本として様々な施策、制度等によって労働者の保護が図られているものと考えております。なお、県の発注工事におきましては、受注者に労働基準法や最低賃金法などの諸法令の遵守を求めると共に、県の元請・下請関

係適正化指導要綱によって、適正な下請契約の締結であったり、下請代金支払の適正化、建設労働者の雇用条件等の改善等を指導しております。引き続き、適正な契約、適正な施工体制の確立、雇用条件等の改善に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

郡山の公契約条例を作るときの委員をやりましたし、現在も郡山市の公契約審議会の委員もやっております。色々な考えがあって、今の市長になってから作った制度ですが、色々なバリエーションがあるのですが、結論ですけれども、ないよりはあった方がいい。労働者の保護の意味で。ただ、それを作ったり、運用したりということにかなりの時間とか手間暇がかかるというのが事実です。検討の余地はあるとは思いますが。だからと言って、絶対やれというものなのかと言うと、他の制度等で、先ほど課長が仰ったように、他の制度等でカバー出来るという部分があるというというのが事実です。全部統一的にやって、公契約に基づく労働者の保護という観点で、一律的にやること自体は悪いことではないと思っていますし、自分が制定に関わったので弁護するつもりはないですが、それについても色々なお考えがあるとは思いますが、すぐには中々難しいとは思いますが、条例を作ることだけでも、議会を通すだけで1年以上くらいはかかったと思います。かなり事務局を含めて事務的な労力も多かったと聞いていますので、そういうことも1つの策としてあるなどとはご認識していただいて、今後機会があれば検討していただければなと思います。

【伊藤（洋）委員】

最近、工事現場において、週休確保工事という看板をよく見るようになったのですが、発注者側の県として、入札にあたって指定する工事という意味合いなのでしょうか。もう1点、新聞記事として、福島県の週休確保工事が東北最下位だと読んだものですから、その辺のところを教えていただければと思います。

【技術管理課長】

週休2日工事につきましては、国・自治体働き方改革ということで強く推進しているところで、土木部におきましては、今年1月から基本的に発注する全ての工事につきましては、週休2日を確保ということで発注しております。それ以前の工事につきましては、この工事は週2日でやってくださいと指定するものと、受注者が希望してやるものということで、動いてございますので、現場においては混在して稼働している状況でございます。引き続き、働き方改革、担い手不足という大きな課題となっておりますので、現場の環境改善という意味で、強く県としては進めているところでございます。先ほどの新聞記事、東北最下位ということで載っていたということでございますけれども、公共の発注機関ということで、国都道府県だけではなくて、市町村も週休2日に工事については進めなくてはならないということで、全国の市町村の方で進めてございます。週休2日工事といいましても、色々な種類がございまして、今進めているのが、発注者がこの工事は週休2日工事ですと指定をするものが主流で、国も県も進めてございます。市町村の方も働き方改革ということで、市町村の方へ、県の方から早く取り組むように要請をございまして、新聞に載っていた記事につきましては、市町村においても発注者が指定をして、例えば金額が大きい工事であるとか補助事業であるとかそういう工事の種別に関係なく全ての工事、発注者指定型でやってくださいということで、東北6県で各市町村、取

り組んでいるのですが、福島県の場合は、他の5県に比べて遅れているという風な記事の内容になってございます。4月から建設業におきましては、時間外労働規制が提供されてございますので、まだ進まない市町村につきましては、県の方から早めに全面導入するように要請を続けているところでございます。

【伊藤委員】

ありがとうございました。

【伊藤（宏）委員長】

先ほど澤田委員からお話ありました、郡山の公契約条例のことですけれども、2015年から検討を始めて、2017年に条例が制定されて、2017年から公契約審議会を作っているところです。

ほかいかがでしょうか。

それでは、その他に移りますけれども、何かございますか。

事務局のほうから何かございますか。

それでは、本日の議事はこれにて終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局から御連絡でございます。

次回の委員会は11月に建設業関係団体等の意見聴取の開催を予定しております。本日中午に日程調整表をメールにより送らせていただきますので、御手数ですが、9月18日水曜日までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第95回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。